

第26回豊中市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

(危機管理対策本部会議を含め43回目)

日時：5月8日（土）10時00分

場所：秘書課第二応接室

次 第

1. 第49回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議について
2. 現況について
3. 今後の対応について
4. その他

第 49 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議

日時：令和 3 年 5 月 7 日（金）18 時 00 分～

場所：大阪府新別館南館 8 階 大研修室

次 第

議 題

（１）緊急事態措置に基づく要請等

- ・緊急事態措置に基づく要請【資料 1－1】
- ・府有施設等の取扱いについて【資料 1－2】
- ・緊急事態措置の延長に伴う府立学校の教育活動について【資料 1－3】
- ・専門家のご意見【資料 1－4】

（２）現在の感染状況・療養状況等

- ・（参考）現在の感染状況・療養状況【資料 2－1】
- ・（参考）滞在人口の推移【資料 2－2】

- ① 区域 大阪府全域
- ② 要請期間 緊急事態措置を実施すべき期間（**5月12日～5月31日**）
- ③ 実施内容

●府民への呼びかけ（特措法第45条第1項に基づく）

○ 不要不急の外出※は自粛すること

※ 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては対象外

○ 不要不急の都道府県間移動は自粛すること

○ 路上、公園等における集団での飲酒は自粛すること

- 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請等に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- 特に、20時以降の不要不急の外出自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること
- 少しでも症状がある場合、早めに検査を受診すること

●大学等へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- 授業は、原則オンラインとし、
困難な場合は、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避すること
 - 学生に対し、部活動の自粛を徹底すること
- 発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること
 - 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること

●経済界へのお願い（特措法第24条第9項に基づく）

- 在宅勤務（テレワーク）等による、出勤者数の7割減をめざすこと
出勤者数削減の実施状況を各事業者が公表し、取組みを促進すること
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを強力に推進すること
- 高齢者や基礎疾患を有する方等、重症化リスクのある従業者、妊娠している従業者、同居家族に該当者がいる従業者について、テレワークや時差出勤等の配慮を行うこと
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること
- 屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯を行うこと（法に基づかない協力要請）
- 業種別ガイドラインを遵守すること

●イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む）

（特措法第24条第9項に基づく）

➤ 主催者に対し、規模や場所に関わらず、無観客開催を要請

【対象となるイベント】

○開催規模：大小を問わない

○場所：屋内、屋外を問わない

○種類・内容：社会生活の維持に必要なものを除く全てのイベント

（イベントの具体例）

祭礼・地域行事、文化的イベント（コンサート、演劇、発表会等）、
催事（物産展、展示会、販売促進会、フリーマーケット等）、式典、講演会・研修会、スポーツ行事 等

※ **社会生活の維持に必要なものについては、業種別ガイドラインの遵守を徹底したうえでの実施を要請**
（社会生活の維持に必要なものの具体例）

- ✓ 各種国家試験、資格試験
- ✓ 業務上必要かつオンライン化や延期が困難な説明会、会議、研修、学会等
- ✓ 憲法上重要な基本的人権の確保に係るイベント・集会

●施設について

飲食店等への要請（特措法第45条第2項に基づく）

施設の種類	内 訳		要請内容
飲食店等	【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 【遊興施設】 バー、キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカフェ・マンガ喫茶※等で、食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗 【カラオケ】 カラオケ店(食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない店舗を含む)	酒類提供(利用者による酒類の 店内持ち込みの場合を含む) 又はカラオケ設備提供を <u>する場合</u>	施設の休止
		酒類提供(利用者による酒類の 店内持ち込みの場合を含む) 又はカラオケ設備提供を <u>しない場合</u>	営業時間短縮 (20時まで)

※ インターネットカフェ・マンガ喫茶等、宿泊を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外。ただし、入場整理の実施や、酒類提供・カラオケ設備の使用の自粛を要請。

【営業にあたっての要請事項】

※ 実施状況をホームページ等で広く周知すること（法に基づかない協力依頼）

（特措法第45条第2項に基づくもの）

- 利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む）
- アクリル板の設置等
- 上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気）

（特措法第24条第9項に基づくもの）

- CO2センサーの設置
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底

●施設について

飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

（１）休止要請をしない施設（政令第11条関連）

施設の種類	内 訳	要請内容
①社会福祉施設等	保育所、介護老人福祉施設等	感染防止対策の徹底
②学校、大学、学習塾等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等	・部活動の自粛 ・オンラインの活用
③図書館	図書館	(法に基づかない協力依頼) 適切な入場整理 ※ 入場整理の実施状況をホームページ等で広く周知すること
④商業施設 (生活必需物資販売施設)	生活必需物資の小売関係（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料等）の店舗	感染防止対策の徹底
⑤サービス業 (生活必需サービスを提供する店舗)	生活必需サービス（理美容、銭湯、貸衣裳屋、不動産屋、質屋、獣医、クリーニング、冠婚葬祭、ごみ処理関係等）を営む店舗	・適切な入場整理 ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛

※ 上記以外に、医療施設、住宅・宿泊施設、交通機関、工場、金融機関・官公署等も休止要請の対象外（感染防止対策の徹底（業種別ガイドラインの遵守の徹底）を要請）

●施設について

飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

（２）休止を要請する施設（床面積1000㎡超の施設）

施設の種類	内 訳	要請内容	
		1000㎡超	1000㎡以下
①映画館等	映画館、プラネタリウム	休止	・イベント開催の場合：無観客（社会生活の維持に必要な場合を除く） ・イベント開催以外の場合：営業時間短縮（20時まで） （法に基づかない協力依頼） 入場整理等
②商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）		（法に基づかない協力依頼） 営業時間短縮（20時まで）、 入場整理等
③運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	原則休止 （全国大会等は 無観客化）	・イベント開催の場合：無観客（社会生活の維持に必要な場合を除く） （法に基づかない協力依頼） 入場整理等、イベント開催以外の場合：営業時間短縮（20時まで）
	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等	休止	（法に基づかない協力依頼） 入場整理等、営業時間短縮（20時まで）

●施設について

飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

（２）休止を要請する施設（床面積1000㎡超の施設）

施設の種類	内 訳	要請内容	
		1000㎡超	1000㎡以下
④遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	休止	（法に基づかない協力依頼） 入場整理等、営業時間短縮 （20時まで）
⑤博物館等	博物館、美術館 等		
⑥サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等		

●施設について

飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

（３）イベントに準じた取扱いを要請する施設（施設規模に関わらず要請）

施設の種類	内 訳	要請内容
①劇場等	劇場、観覧場、演芸場	無観客開催 （社会生活の維持に必要なものを除く） ・イベント開催以外の場合、営業時間短縮（20時まで） （法に基づかない協力依頼） 入場整理等
②遊興施設	ライブハウス	
③遊技施設	テーマパーク、遊園地	
④集会・展示施設	公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール 等	
⑤ホテル・旅館	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）	
⑥運動施設	野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、 ゴルフ練習場、バッティング練習場 等 ※ 観客を入れない、個人の練習、プレー等 による使用は可	

●施設について

飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

（３）イベントに準じた取扱いを要請する施設（施設規模に関わらず要請）

施設の種類	内 訳	要請内容
⑦結婚式場	結婚式場	(法第45条第2項に基づく要請) ・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛 ・営業時間短縮(20時まで) ・その他、飲食店と同様の要請(法45条2項、24条9項) (法に基づかない協力依頼) ・1.5時間以内の開催 ・参加人数50人又は収容定員50%のいずれか小さいほう
⑧葬祭場	葬祭場	(法に基づかない協力依頼) ・酒類提供（持込みを含む）の自粛

●公共交通機関（地下鉄、バス等）への協力依頼（法に基づかない協力依頼）

【依頼内容】

- ◆ 終電時刻の繰上げ
- ◆ 主要ターミナルにおける検温の実施

府民の皆さまへのお願い

緊急事態措置期間中は、できるだけ**外出はやめてください**

【外出される場合は、以下の場合に限定してください】

- ◆ 医療機関への通院
- ◆ 食料・医薬品・生活必需品の買い出し
- ◆ 必要な職場への出勤（できるだけテレワークをしてください）
- ◆ 屋外での運動や散歩
- ◆ その他、生活や健康の維持に必要なもの

企業の皆さまへのお願い

- ◆ 在宅勤務（テレワーク）等による出勤者数の7割減、実施状況の公表をしてください
- ◆ 出勤する場合も、時差出勤・自転車通勤等の接触低減の取組みを推進してください

【府有施設の休館】

人出の抑制をはかるため、以下の府有施設を休館（実施期間：5月12日～5月31日）

① 府有施設のうち、不特定多数の方が集まる集客施設を原則休館

例）博物館、文化芸術施設、児童厚生施設、図書館※、万博記念公園

※利用者負担による郵送の貸出サービス等は実施

② 府有施設のうち、貸館・貸会議室、体育館・競技場、公園（府営公園、府民の森）にある

体育館・テニスコート・野球場等の貸施設の原則休館

※ 公園自体の利用は可。府が管理する公園駐車場は原則閉鎖するが、車いす利用など、自動車を使用しなければ来園が困難な方は、利用可。

※ ②の施設及び万博記念公園内の競技場等については、社会生活の維持に必要なもの、全国大会等・イベントの無観客開催、オンライン開催については、利用可。

【府が管理する道路・公園等における注意喚起等について】

路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起等の取組を行う。（実施期間：5月12日～5月31日）

※ 「施設の休館」及び「道路・公園等での注意喚起等」について、府内市町村に対し、同様の対応の協力を依頼

■現在の学校における感染状況

	第3波	第4波
全年代感染経路のうち学校関連の割合	1.2%	0.5%

(第48回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料より)

	第3波 (R3.1月)	第4波 (R3.4月)
学校関連（専門学校等を除く）でのクラスター発生件数	8件(157人)	8件(121人)

※5月現時点1件

(「新型コロナウイルス感染症患者の発生および患者の死亡について」より)

	令和3年4月21日 (4月の最大校数)	令和3年4月30日
府立学校の休校数	29校	14校



4月のクラスター発生数は1月（第3波）と同程度、また休校数も減少傾向にあるが、一方で5月に入りクラスターが継続して発生している ⇒ 現在の対応を継続

- 市町村立学校及び私立学校については、府立学校と同様の対応を要請

【緊急事態宣言期間中の府立学校の教育活動について】

■授業

- ・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態(1教室40人まで)を継続
- ・ただし、感染リスクの高い活動は実施しない
- ・感染拡大により不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を行う

■修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動、府内における校外学習等

- ・中止または延期

■部活動

- ・原則休止
- ・ただし、公式大会への出場等学校が必要であると判断する場合は、感染防止策を徹底したうえで、活動時間を短縮して実施する。この場合でも、感染リスクの高い活動は実施しない。

専門家のご意見

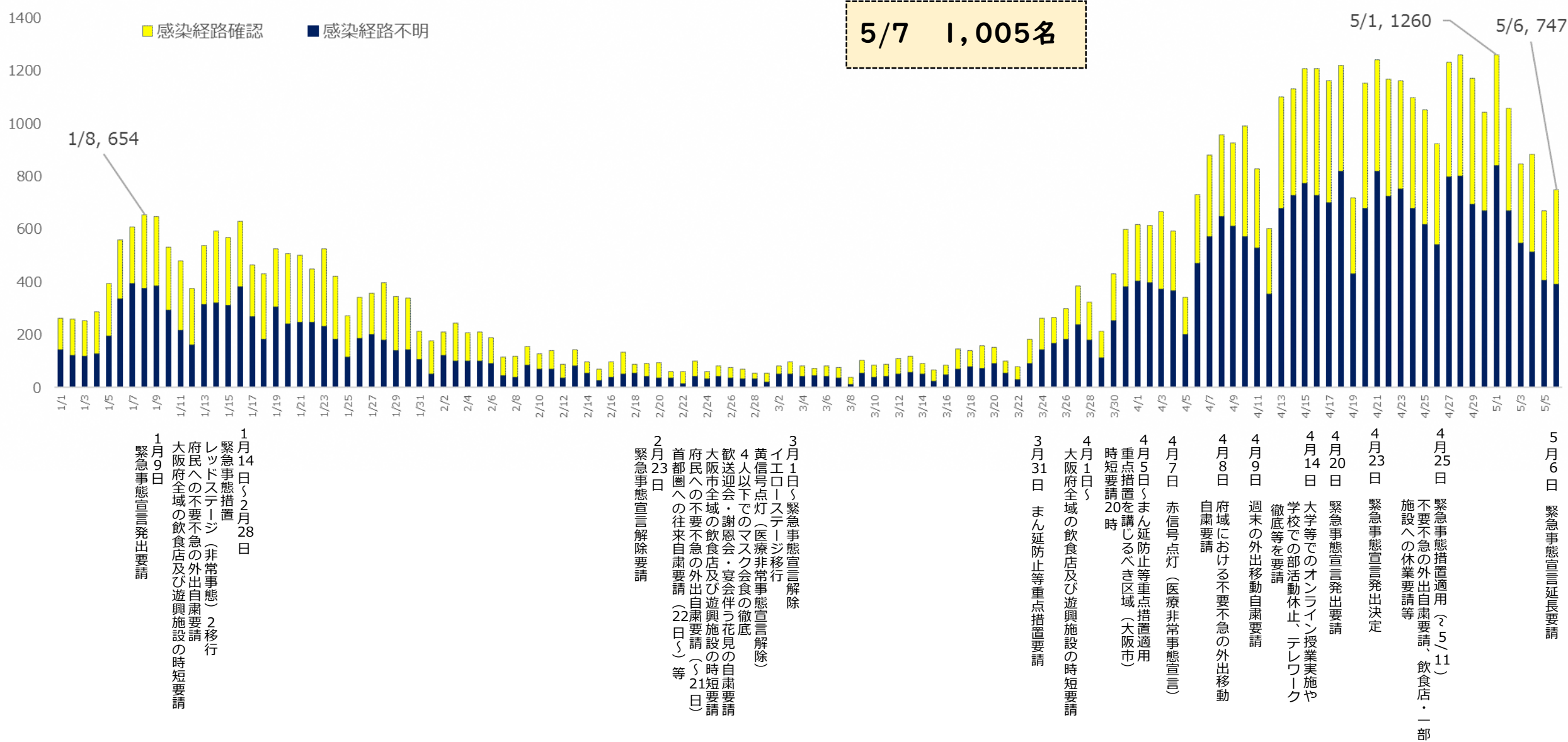
専門家	意見
朝野座長	【医療状況】 - COVID-19 の重症患者用の病床は、医療機関の懸命の努力により集中治療病床を中心に 2 倍に増えた。 - 大阪府内の集中治療病床（看護体制 2:1）が 600 床程度にもかかわらず、450 人もの重症 COVID-19 患者が集中治療病床を中心に治療を受けている - 大阪府のシミュレーションでは、6 月末まで重症病床の逼迫が続き、今後もさらなる病床の積み増しも必要な状況。 <u>集中治療病床は、コロナだけではなく、交通事故などの重篤な外傷や緊急の手術、脳卒中、重症の心臓病などの患者にも必要で、このままでは助かる命も助からなくなる深刻な状況。</u> 【対策】 <u>まん延防止等重点措置では、これまである程度有効であった飲食店の時短が実施されたが、変異株の影響によるものか十分な効果が得られなかった。</u> 3 回目の緊急事態宣言では、飲食の場以外に人流の抑制を目的とした大規模商業施設の休業要請等が行われた。 - 今の段階では、緊急事態宣言の効果の評価はできていない。 <u>来週まで待って、感染者数が減る効果が得られれば、現在の対策を継続し、効果がみられなければ、より強い対策を執るべきで、現状で対策を緩和するという選択肢はないと考える。</u> <u>対策の緩和の時期は、府民に一般医療を含めて、必要な医療が提供できる体制になったときと考える。</u> <u>休日の人流抑制は大規模商業施設やイベントの制限だが、政府の対処方針にあるごとく平日の人流である職場のテレワークの推進も進めるべき。</u>
掛屋副座長	大阪府下の新規患者数からみれば、ピーク（～やや過ぎている）時期と考えられるが、連休明けの十分な評価が待たれる。また、連休中には抑えられていた人流が、連休明けに仕事や学校の再開とともに動く可能性もあり、慎重な判断が必要と考える。大阪府下では連休中にも関わらず、1,000 名を超える新規患者数が記録された。その中から一定数の患者が重症化するため、1～2 週間遅れて重症患者は増加する。また、60 歳以上の新規患者の増加傾向も懸念材料である。患者数の急増により、現在大阪府下では新型コロナウイルス感染症に対する十分な診療体制は確保できていない状況であり、緊急事態宣言の延長は必須である。 <u>国の緊急事態宣言延長の方針では、現行より緩和された案が提示されているが、緩和には慎重であるべきと考える。特に、1000m² 超の大型施設においては、現在の休止から、営業時間の短縮（20 時まで）の緩和の方向であるが、大型施設でも 3 密となる状況もある。現在、変異株の影響は強く、医療は危機的状況が続いている。高齢者へのワクチンは開始されたばかりで、集団へのワクチンの恩恵が見られる時期ではない。他府県では新規患者数が落ち着いている地域もあるが、大阪府下ではまだ緩和する状況になく、十分な新規患者数の減少を確認することが次の波への備えと考える。<u>単なる時短営業だけではなく、人数制限やさらなる感染対策の強化に務めることが求められる。業界の理解を得て、少なくとも再開時期を遅らせることを提案したい。</u></u>

佐々木委員	今回の緊急事態宣言の延長は、今の感染状況、医療の逼迫状況からみて不可避と思われる。緊急事態宣言後、新規感染者数は横ばい傾向とみとれる（感染者数の数字だけをみると、GW の後半は低くなっているが、検査数が 4 月下旬の 1/3 程度であり、真に感染者数が減ったかどうか不明）が、まだ高止まりのレベルと言える。病床、特に重症病床の逼迫度、自宅療養者数あるいは入院調整のための自宅待機患者数は、依然として極めて多く、当分の間、この状態が解消される見込みは極めて低い。 一般論として、緊急事態宣言を延長する限り、現状の規制以上の徹底した規制を続けるべきである。特に、今回のコロナ第 4 波の主流は感染力が以前に比し極めて強力な変異株によるもので、その感染制御は、前回までの緊急事態宣言時よりもさらに強力であることが必要で、緊急事態制限の範囲内でできる最大限の制御、規制を継続するべきと思われる。 一部の規制の緩和は、緩和された施設への人流の集中を招いたり、一部の緩和が、府民（最初は一部の府民でも次第に多くの府民に広がる）の緊張を緩め、それが引き金となって、さらに広範囲な緊張のゆるみ（いわゆるタガが外れる状態）に広がり、その結果、緊急事態宣言延長効果を無にする可能性がある。特に飲食店や、大規模商業施設（デパート等）の緩和は、緩和後ただちに三密状態になる可能性が高く、強い規制を継続すべきと考える。前回の緊急事態宣言解除（3 月 1 日）後、大阪市内の飲食店の営業時間短縮を行っていたにもかかわらず、感染の再拡大が起こったこと、4 月 5 日からのまん延防止等重点措置時には、より強く広範囲な飲食店の時間短縮を行ったにもかかわらず、ほとんど効果がみられなかったこと、など、府民に強い抑制意識を感じさせないような、中途半端な規制は効果を示さないことを表している。緊急事態宣言の期間は、宣言解除の基準を満たしていることを前提に、最短 5 月末まで必要ではないか？宣言解除の基準も前回の反省から、より厳しくすべきと考えます。
茂松委員	・一日あたりの新規陽性者数は若干減少傾向にあるものの、依然として高水準で推移している。4 月 25 日の緊急事態宣言発令による効果が現れるのかどうか、少なくとも今後 1～2 週間は推移を注視する必要がある、今回の緊急事態宣言の延長要請は妥当。また、人流を抑えるためにも、大規模商業施設に対して、引き続き全日休業要請を行うことは致し方ないと思う。 ・府内では高齢者施設等でのクラスター事例も確認されている。速やかな隔離・入院措置を取ることが難しい場合は、昨年同様、施設内感染が各地域で発生する恐れがある。入院等の受け入れ先病院が見つからず、施設内で高齢者が待機する事例が発生している状況等を踏まえると、高齢者層を中心に患者数（重症者数）が増加する可能性は念頭に置くべきである。 ・受け入れ病院では、一般外来の縮小や ICU を全てコロナ患者対応に転用する等、医療者として苦渋の選択を行いながら、新型コロナ対応と通常の地域医療提供を行っている。既に自宅療養者が 1 万 3 千人を超え、入院先の決定までに多数の時間を要している状況は、現在の府内の医療提供体制が既に限界を超えていることの表れである。 ・これまでの第 1～3 波は、医療現場の懸命な努力と府民の行動変容によって感染を抑えてきた。しかしながら、現在の第 4 波は、重症者数の割合や自宅療養者数等、これまでとは明らかに異なる点を改めて府民にご理解願いたい。また、変異株 N501Y の感染力が非常に強い点もご理解をお願いしたい。 ・前回の意見照会でも記載したが、早期にこの感染拡大を封じ込めるためには、市民・府民の理解を得つつ、ロックダウン等の強い措置を実施すべきである。昨年よりも強い措置（ロックダウン等）を速やかに実施することが、感染封じ込めを短期間で達成することができ、経済活動の早期再開に資するものと考え

白野委員	ここ 1 週間の新規感染者数は、連休中の検査体制の影響もあるので、減少したと判断するには時期尚早である。 百貨店やイベント（準じる施設も含む）などは、入場時に体温チェックをしたり、密にならないように環境を整えたりと、十分感染対策に配慮している。なので、緩和するという国の方針は理解できる。しかしながら、大阪の現状を鑑みると、国の基準よりも厳しく制限しないと十分抑えきれない。<u>百貨店やイベント自体は十分な対策をしていますが、そこを訪れる人流ができ、前後に飲食をしたり集合したりすることを考慮すれば、やはり十分な補償をしたうえで休業（イベントの場合は無観客）を要請することが望ましいと考える。</u> <u>緊急事態宣言を延長することは妥当であるが、重症者はすぐに減少しない。</u> 病床使用率について、今は各病院が相当無理をして病床をひねり出しているので、見かけ上病床使用率が下がったとしても、医療現場の負担はすぐには軽減されないと考えられる。医療のひっ迫が改善されるのにも、高齢者にワクチンが普及するのにも、2-3 か月がかかると見込まれる。 さらに、若年者も重症化するこの第 4 波をみていると、高齢者だけワクチンを接種しても、働き盛り世代の命が奪われることは防げない。 かといって、自粛疲れもあり、経済的ダメージも大きい緊急事態宣言をダラダラ続けるわけにもいかない。 <u>これまでのまん延防止等重点措置、緊急事態宣言についても、決して無意味ではなかったが、取り組みが中途半端であって、宣言を発出して飲食店だけ時短要請を行ったり、外出自粛を呼びかけたりするだけではもはや人は十分に動かないことが分かってきた。</u> そこで、<u>短期間だけでも、今以上に厳しく行動を制限し、徹底して封じ込め、その間に徹底した感染対策教育を行う必要があると考える。</u> これまでさまざまな知見が得られたり、修正されたり、消えたりしてきたが、「飛沫」が最重要であることは言うまでもない。 <u>屋外であっても、密でなくても、飛沫が飛ぶ環境であれば感染する。</u> <u>「飛沫」の対策についてあらためて徹底して情報を伝え、飛沫対策をしながらコロナウイルスと付き合っていく戦略を考えなければならない。今回の延長期間は、そのための時間と位置付ける必要がある。</u> <u>そしてもちろん、その間にワクチン戦略を進め、特に問題となっている大阪府のような都市部に初回接種だけでも集中させ、少しでもリスクのある人を減らしていくことも必要である。</u> <u>いずれにしても、前回までの緊急事態宣言でそれなりに抑え込むことができた、という成功体験は捨て、新たな発想で新型コロナウイルスに対峙していかなければならない。</u>
-------------	---

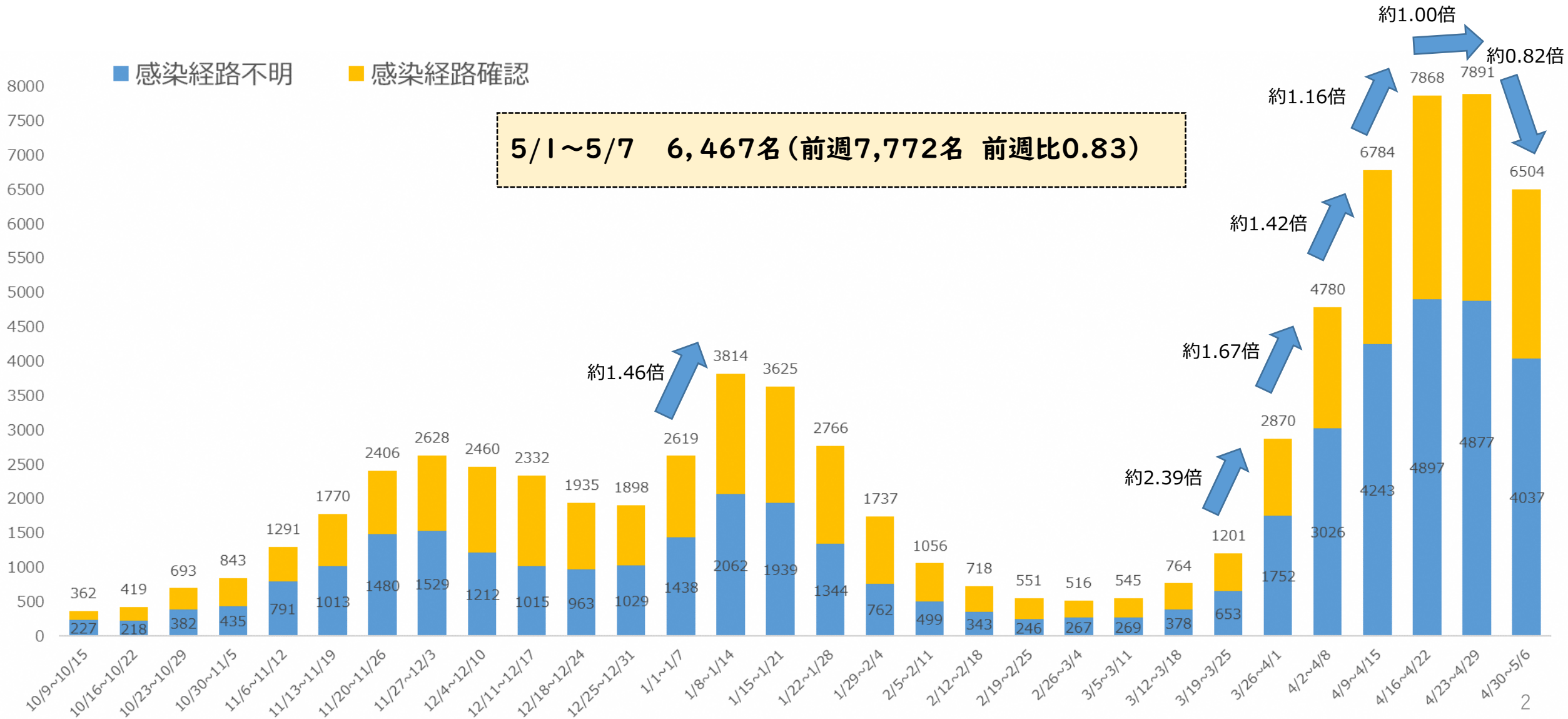
倭委員	現在の大阪府の感染状況を鑑みると、7日間ごとの新規陽性者数では前週に比べて減少はしているが、1日平均約930名と依然として極めて高い水準で推移している。医療体制においては、特に、現在の重症者数440人と病床の逼迫具合は全く改善しておらず、現在も宿泊療養や自宅療養で呼吸状態の悪化した患者さんがすぐに入院することができないほど厳しい状況が持続している。また、多くの中等症病床で重症患者にご対応いただいており、本来ご担当いただく中等症患者の診療にも影響を及ぼしている。死亡例も連日数多く報告され、中には自宅待機中にお亡くなりになられている方も発生している。また、20代、30代の若い基礎疾患のない方も重症化している。このような<u>感染力が強く、また重症化のスピードが早い N501Y 変異ウイルスの感染拡大のスピードに医療提供体制が追いついていないのが今の大阪府の極めて厳しい現状</u>である。新型コロナウイルス感染症患者に各病院でICUの病床が数多く使用され、それ以外の救急患者や手術を要する患者などへの多大な影響も発生している。このような<u>厳しい大阪府の現状を考えると、緊急事態宣言の延長はもちろんのこと、要請内容について緩和することは到底考えられない</u>。引き続き、強い要請が必要であり、人流をさらに止めることが必要である。一刻も早く、現状の極めて逼迫した医療提供体制から脱却する必要がある。<u>中途半端な要請内容での緊急事態宣言延長では、逆に感染者数や重症者数の再上昇が起こり得る可能性すら、現在の変異ウイルス、さらには次に感染の拡大が予想される次なる変異ウイルスの流行下では予想される</u>。とりわけ、<u>大規模商業施設（1000㎡超）については、現在、政府の宣言延長案では、休業要請から、20時までの営業時間短縮に緩和することとなっているが、人流を可能な限り止めることが現状で要求される大阪府においては、引き続き全日の休業要請を継続すべき感染状況・病床状況であると考えられる</u>。また同様に、<u>イベントに準じる施設についても無観客開催の要請継続が必要であると考えられる</u>。ここで、<u>要請内容を緩和することにより、さらなる緊急事態宣言の再延長となれば、結果として経済への影響はより大きくなるのではないかと推測される</u>。
------------	--

陽性者数の推移

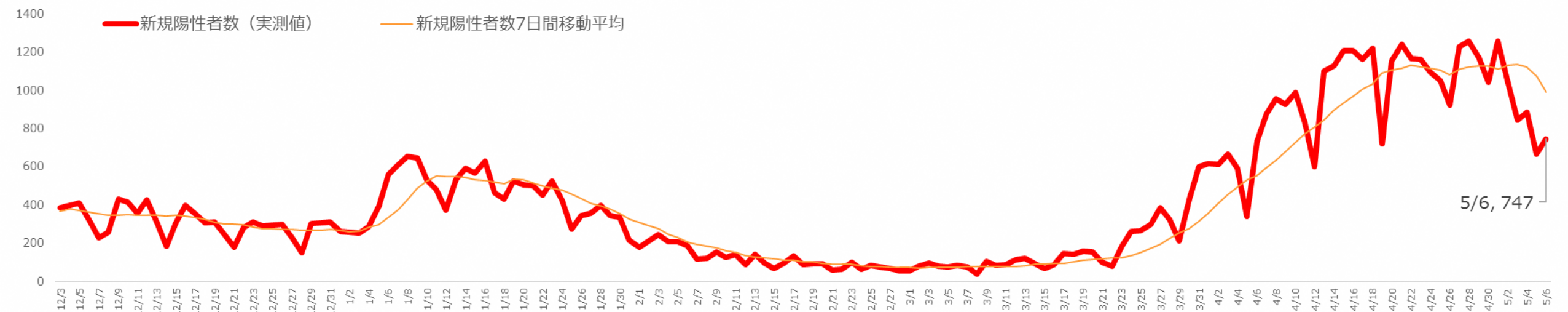


7日間毎の新規陽性者数

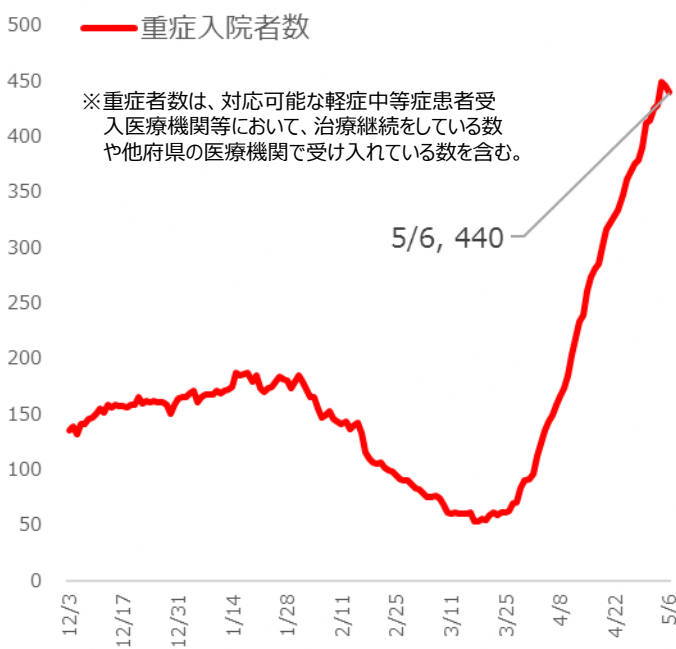
直近1週間は前週に比べ減少しているが、一日平均約924名であり、極めて高水準で推移。(5月7日時点)
ゴールデンウィーク中の検査数減少に伴い、当面の新規陽性者数の推移に留意が必要。



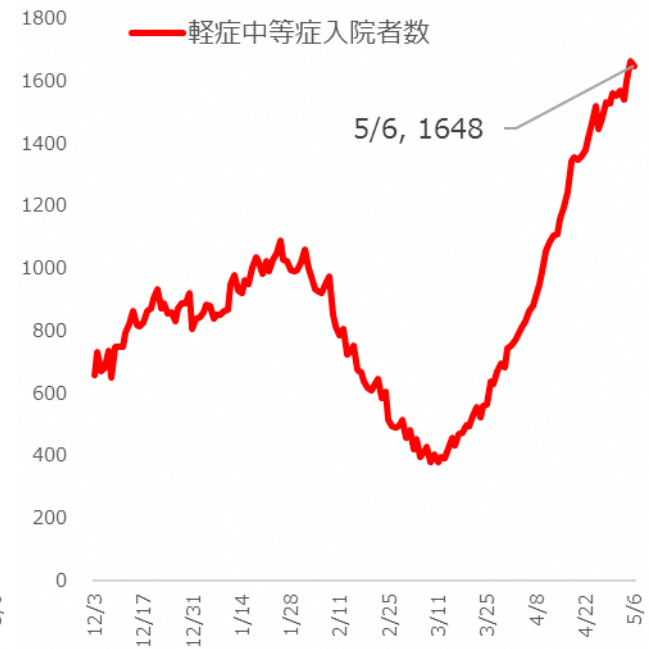
新規陽性者数と入院・療養者数（5月6日時点）



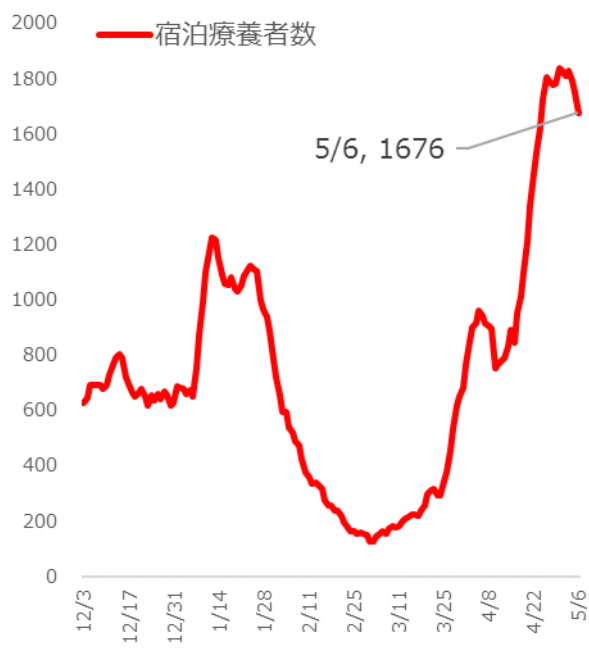
入院患者（重症）



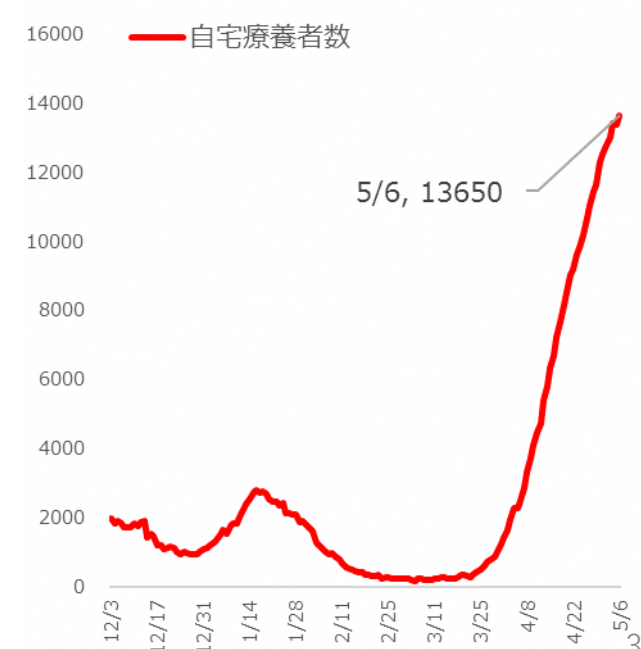
入院患者（軽症中等症）



宿泊療養者



自宅療養者



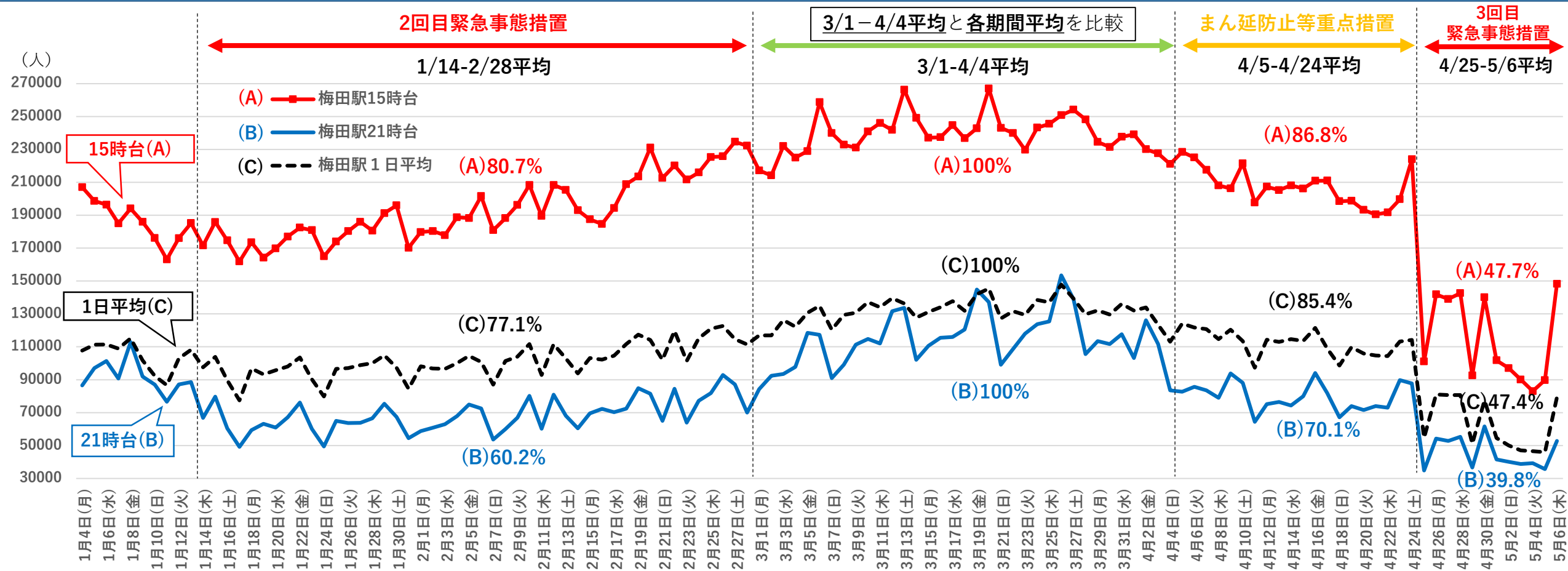
入院・療養状況（5月6日時点）

		重症病床	軽症中等症病床	宿泊療養施設
確保計画	フェーズ1	75床	700床	800室
	フェーズ2	110床	1,000床	1,600室
	フェーズ3	150床	1,200床	2,400室
	フェーズ4	180床	1,500床	—
	フェーズ4-2	221床	1,800床	—
確保数等		確保数364床※ ※病床確保計画の確保病床数（224床）を上回って確保した病床数を含む。	確保数2,148床	3,475室
入院・療養者数 （別途、自宅療養 13,650人）		370人※ ※上記の他、対応可能な軽症中等症患者受入医療機関等において、治療継続をしている69人及び他府県の医療機関で受け入れている1人 （計 重症者数 440人）	1,717人※ ※左記69人を含む	1,676人
使用率		101.6% （入院者数370/確保数等364） 大阪モデルに基づく使用率は、165.2% （入院者数370/確保病床数224）	79.9% （1,717/2,148）	48.2% （1,676/3,475）
運用率		101.6% ※ （入院者数370／運用数364） うち、大阪コロナ重症センター（27/30） （参考）120.9% 運用病床に占める重症者数割合 （重症者数440/運用数364）	79.9% （1,717／2,148）	48.2% （1,676／3,475）

※ 運用率における重症者数には、対応可能な軽症中等症患者受入医療機関等において治療継続をしている重症者や他府県で受け入れている重症者を除き、かつ、医療機関が重症病床として運用計画を大阪府に提出していない病床に入院している重症者数を含む。

【時間帯別】滞在人口の推移（梅田駅15時台・21時台）

資料 2 - 2

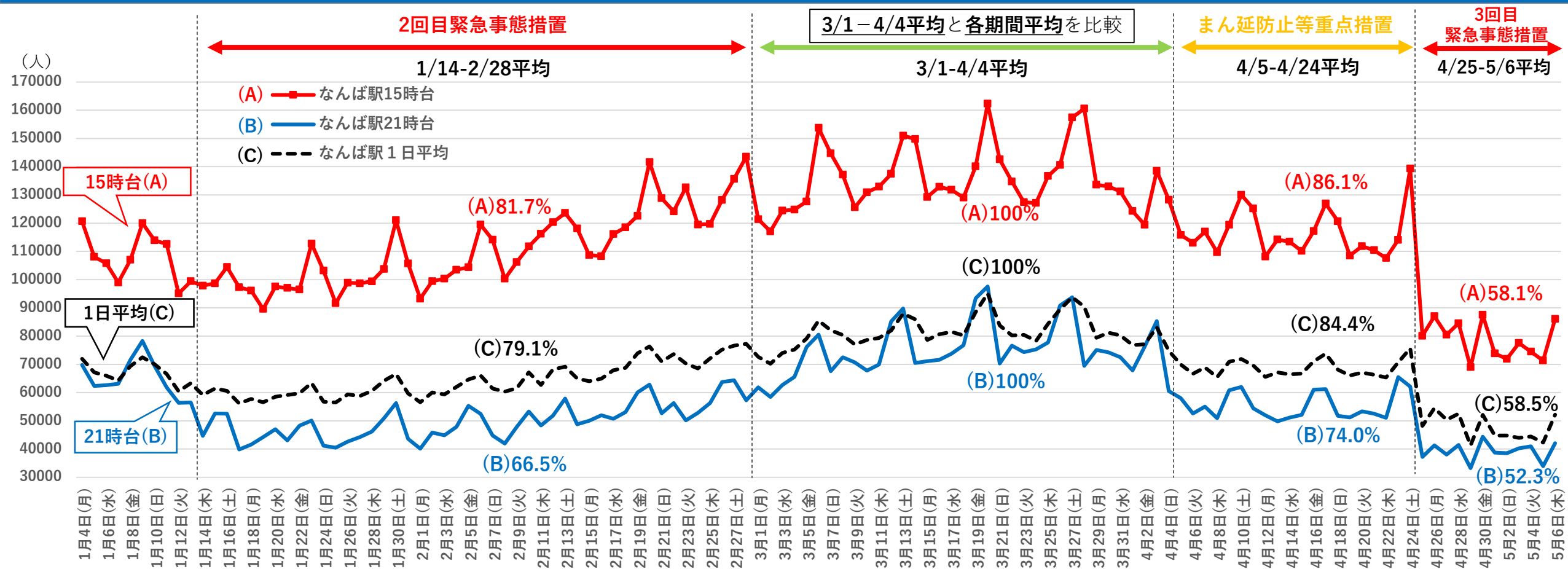


3/1-4/4平均との比較					
時間帯／比較期間	1回目緊急事態措置 (4/7-5/21平均)	2回目緊急事態措置 (1/14-2/28平均)	3/1-4/4平均	まん延防止等重点措置 (4/5-4/24平均)	3回目緊急事態措置 (4/25-5/6平均)
15時台	26.0%	80.7%	100%	86.8%	47.7%
21時台	21.2%	60.2%	100%	70.1%	39.8%
1日平均	27.6%	77.1%	100%	85.4%	47.4%

※駅中心半径500mエリアの各時間ごと滞在人口をカウント
(例)エリアに1人の人が、1時間滞在していた場合は1人、
30分滞在していた場合は0.5 人として計算

【出典：株式会社Agoop】

【時間帯別】滞在人口の推移（なんば駅15時台・21時台）



3/1-4/4平均との比較

時間帯／比較期間	1回目緊急事態措置 (4/7-5/21平均)	2回目緊急事態措置 (1/14-2/28平均)	3/1-4/4平均	まん延防止等重点措置 (4/5-4/24平均)	3回目緊急事態措置 (4/25-5/6平均)
15時台	33.4%	81.7%	100%	86.1%	58.1%
21時台	30.3%	66.5%	100%	74.0%	52.3%
1日平均	35.2%	79.1%	100%	84.4%	58.5%

※駅中心半径500mエリアの各時間ごと滞在人口をカウント
(例)エリアに1人の人が、1時間滞在していた場合は1人、
30分滞在していた場合は0.5 人として計算

【出典：株式会社Agoop】

第 26 回 豊中市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 資料

令和 3 年（2021 年）5 月 8 日
健康医療部 部長 兼 保健所長

《豊中市における発生状況》

【新規陽性者数】

	30 日 (金)	6 日 (木)	7 日 (金)	8 日 (土)	最大値	
					“第三波”	“第四波”
前日	52	35	48	<u>52</u>	35 (12/ 2)	62 (4/16)
直前一週間	270	268	264	<u>272</u>	148 (1/25)	297 (4/19)

（下線：保健所長の集計による）

【陽性者内訳】

	5 月 7 日（金）22:00 現在		最大値	
			“第三波”	“第四波”
入院中	163		96 (1/29)	163 (5/ 7)
宿泊療養中	151		63 (1/25)	188 (5/ 3)
自宅療養中	204	254	86 (1/10)	335 (4/18)
自宅待機中	50			
回復	2629			
死亡	57			
調査中	17			
総数	3271			